

## 八代市斎場自動販売機設置に係る 公募型プロポーザル募集要項

八代市斎場では、公募型プロポーザル方式（書類選考型）により、飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を選定し、自動販売機の設置に係る市有財産の貸付けを行います。

本プロポーザルに参加を希望される方は、この募集要項及び仕様書をよく御確認いただき、内容を御承知の上御参加ください。

### 1 貸付物件の概要

#### (1) 施設名

八代市斎場（熊本県八代市松崎町370番地1号）

#### (2) 設置場所及び設置台数等

物件番号	設置場所	設置台数	最低貸付料 (月額・税別)
1	斎場渡り廊下	1	1,000円

※設置場所は別添「物件位置図」で確認すること。

#### (3) 貸付面積（1台分あたり）

- ・自動販売機 : 1.3㎡（幅1.3m程度×奥行1.0m程度）
- ・回収ボックス : 0.36㎡（幅0.6m程度×奥行0.6m程度）
- ・合計 : 1.66㎡以内

※貸付面積には、自動販売機の放熱スペース、支持台等を含む。

#### (4) 貸付期間

令和6年6月15日から令和11年3月31日まで

※貸付契約は貸付期間の末日で終了し、更新は行わない。

#### (5) 販売商品

缶入り又はペットボトル入りの飲料水（酒類を除く。）とする。

### 2 参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人事業主とする。

- (1) 公募開始の日までの直近1年間において自動販売機設置業務又はこれに類する業務の取扱実績があること。
- (2) 本市に本社、支店又は営業所を置く事業者にあつては八代市税の滞納がないこと。その他の事業者にあつては、国税に滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 八代市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定のいずれにも該当しないこと。
- (5) 八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱第3条第1項の規定による排除措置を行われていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(8) 破産法に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(9) 八代市競争入札有資格者名簿に記載のある事業者にあつては、八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領第2条又は第3条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

### 3 日程

項目	日程
参加申込書類提出期間	令和6年4月23日(火)～令和6年5月14日(火)
質問受付期間	令和6年4月30日(火)～令和6年5月8日(水)
質問回答	令和6年5月10日(金)まで
設置予定事業者の選定	令和6年5月中旬
選定結果の通知	令和6年5月中旬
市有財産貸付契約の締結	令和6年5月下旬
設置準備	令和6年6月14日(金)まで
貸付開始(販売開始)	令和6年6月15日(土)

### 4 参加申込手続

#### (1) 参加申込書類

書類名	提出部数	法人の場合	個人事業主の場合
① 参加申込書(様式第1号)	1部	○	○
② 誓約書(様式第2号)	1部	○	○
③ 提案確認書(様式第3号) ※カタログ、管理責任体制が分かる資料等を添付	物件ごとに 1部	○	○
④ 商業登記簿謄本 (申込日から3か月以内発行のもの、写し可)	1部	○	
⑤ 事業主の身分証明書(本籍地の市区町村発行) (申込日から3か月以内発行のもの、写し可)	1部		○
⑥ 印鑑登録証明書 (申込日から3か月以内発行のもの、写し可)	1部	○ 法人分	○ 事業主分
⑦ 直近の決算関係書類(貸借対照表、損益計算書) (写し可)	1部	○	
⑧ 直近の税申告関係書類 【青色申告の場合】 直近1年分にかかる青色申告書の損益計算書及び資産負債調 (写し可) 【白色申告の場合】 直近1年分にかかる所得税確定申告書 (写し可)	1部		○
⑨ 市税の納税証明書 ※八代市内に事業所等又は住民登録がある場合 (申込日から3か月以内発行のもの、写し可)	1部	○ 法人及び 代表者個人分	○ 事業主分
⑩ 国税の納税証明書 【法人の場合】その3の3 (申込日から3か月以内発行のもの、写し可) 【法人の代表者個人、個人事業主の場合】 その3の2 (申込日から3か月以内発行のもの、写し可)	1部	○ 法人及び 代表者個人分	○ 事業主分

**【書類作成上の注意事項】**

- 1 ~~複数の物件に参加申込みをする場合は、物件ごとに③の書類を提出すること。~~
- 2 ①～③の書類には、⑥の登録印を押印すること。
- 3 八代市競争入札参加有資格者に登録されている場合は、④～⑨の書類の提出は不要。

(2) 提出方法

3に記載する参加申込書類提出期間内に(1)の参加申込書類を12に記載する事務局に持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、平日(八代市の休日を定める条例で定める休日以外の日をいう。)の午前9時から午後5時までの間に書類を提出すること。

郵送する場合は、参加申込書類提出期間の末日までに書類を提出すること(同日の午後5時まで必着)。

(3) 提案確認書の作成について

提案確認書(様式第3号)は、選択回答形式(一部記述形式あり)としており、各評価項目について選択肢の中から提案内容にあてはまるものを選んで回答すること。

また、提出にあたっては、設置する自動販売機のカatalogや管理責任体制が分かる資料などを添付すること。

なお、提案確認書に虚偽の記載をした場合は、それを無効とし提案者を失格とする。

## 5 質問及び回答

募集内容に関する質問及び回答は、次の方法により行う。

(1) 質問

3に記載する質問受付期間の末日の午後5時までに質問書(様式第4号)に質問事項等を記入し、12に記載する事務局のメールアドレス宛てに提出すること。なお、メール送信後、電話で到着確認を行うこと。

(2) 回答

提出された質問及びそれに対する回答は、3に記載する質問回答の期限までに、取りまとめて八代市公式ホームページにおいて公開する。

## 6 設置予定事業者の選定

### (1) 評価項目・配点

次の項目、視点及び配点により、提案内容の評価を行う。

評価項目		評価の視点	配点
①	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"><li>本市への過去5年間の飲料水の無償提供（実績）</li><li>本市への過去5年間の飲料水を除く地域貢献（寄附、ボランティア及び雇用等）（実績）</li><li>今後の本市への災害備蓄用飲料水の無償提供（提案）</li><li>今後の災害時における機内在庫飲料水の無償提供（提案）</li></ul>	30点
②	デザイン及び利便性	<ul style="list-style-type: none"><li>ユニバーサルデザイン対応</li><li>キャッシュレス機能</li></ul>	10点
③	管理責任体制	<ul style="list-style-type: none"><li>故障・クレーム対応</li><li>機器メンテナンス・商品管理</li></ul>	15点
④	地元企業の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>八代市内における本社、支社・支店、営業所等の有無</li></ul>	15点
⑤	売上手数料率	<ul style="list-style-type: none"><li>貸付料の算定に適用する売上手数料率（提案）</li><li>5%を基準として、1%上がるごとに2点を加点</li></ul>	30点
合計			100点

### (2) 設置予定事業者の選定

物件ごとに設置予定事業者を選定する。

提出された提案確認書の記載内容を評価項目ごとに採点し、その合計得点で順位付けを行い、最も高い事業者を設置予定事業者として選定する。

上記において2者以上の事業者が同点の場合は、項目ごとに比較し、「売上手数料率」「地元企業の育成」「地域貢献」の順で高い者を上位とし、さらに同点の場合は、本プロポーザルの執行業務に関係のない職員によるくじ引きによって決定する。

## 7 選定結果の通知・公表

6による選定結果は、本プロポーザルに参加した事業者全員に通知するとともに、八代市公式ホームページにおいて公表する。

なお、選定の経緯についての問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 8 貸付契約の締結

設置予定事業者に選定された事業者が、市と協議し合意に至った場合は、八代市との間に地方自治法第238条の4第2項第4号の規定による市有財産貸付契約を締結するものとする。

## 9 参加申込みの無効、設置予定事業者の選定の取消し等

### (1) 次のいずれかに該当する参加申込みは、無効とする。

ア 虚偽の内容又は不正の行為による参加申込み

イ 2に記載する参加資格要件を満たしていない参加申込みその他この募集要項に違反する参加申込み

- (2) 次に掲げる場合は、設置予定事業者の選定の取消しを行う。
- ア 設置予定事業者が正当な理由なく 8 に記載する貸付契約を締結しないとき。
  - イ 設置予定事業者の選定後に当該事業者が 2 に記載する参加資格要件を満たさないことが明らかとなったとき。
  - ウ 設置予定事業者の選定後に当該事業者が (1) アに掲げる参加申込みをしていたことが明らかとなったとき。
  - エ その他社会的信用を損なう行為等により自動販売機の設置事業者として適当でないと八代市が判断したとき。
- (3) (2) により設置予定事業者の選定を取消したとき、又は設置予定事業者が貸付契約の締結を辞退したときは、6 (2) において当該事業者の次順位となった者を設置予定事業者を選定し、契約の交渉を行う。

## 10 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え、再提出は認めない。
- (2) 参加申込みを辞退する場合又は貸付契約の締結を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加申込者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 参加申込書類提出期間の初日において、参加申込みをしようとする 2 者以上の事業者が貸付期間内に経営統合等を行うことが明らかであるときは、参加申込みができる事業者は、それらの事業者のうち 1 者に限るものとする。

## 11 参考データ

物件 番号	設置場所	設置 台数	令和 4 年度 年間売上状況 (令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月)	
			販売数量	売上金額 (円・税込)
1	斎場渡り廊下	1	1,863 本	245,890 円

## 12 事務局

八代市 市民環境部 環境施設課 施設維持係  
〒866-0033 八代市港町299番地  
電話 0965-34-2001  
メールアドレス kankyo-shisetsu@city.yatsushiro.lg.jp